併設ユニット型短期入所生活介護

| 項　　目 | 内　　　　　　　　容 | できている | できていない | 該当無 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１ 基本方針 | 利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。 | □ | □ | □ |
| 第２人員に関する基準 |  |  |  |  |
| １ 医　師（本体施設と兼務可） | １人以上となっていますか。 | □ | □ | □ |
| ２ 生活相談員（本体施設と兼務可） | (1)常勤換算方法で、利用者の数が100 又はその端数を増すごとに１人以上配置していますか。　※本体施設の入所者と当該事業所の利用者の数とを合算した数について、常勤換算してください。 | □ | □ | □ |
|  | (2)社会福祉法にいう社会福祉主事の資格を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（介護福祉士又は介護支援専門員）を配置していますか。 | □ | □ | □ |
|  | (3)利用定員が20名以上の場合、常勤を１人配置していますか。 | □ | □ | □ |
| ３ 介護職員又は看護職員（本体施設と兼務可） | (1)介護職員及び看護職員の総数は常勤換算方法で利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上配置していますか。　※本体施設の入所者と当該事業所の利用者の数とを合算した数について、常勤換算してください。 | □ | □ | □ |
|  | (2)看護職員は利用定員が20名以上の場合、常勤を１人以上配置していますか。 | □ | □ | □ |
| ４ 栄養士又は管理栄養士（本体施設と兼務可） | １人以上配置していますか。 | □ | □ | □ |
| ５ 機能訓練指導員（本体施設と兼務可） | (1)１人以上配置していますか。 | □ | □ | □ |
|  | (2)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）ですか。 ※・日常生活費、レクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導は当該事業所の生活相談員又は介護職員の兼務可能です。 　・看護職員が機能訓練指導員を当該事業所で兼務を行う場合、看護職員の配置基準を満たすと同時に、当該機能訓練指導員の勤務時間の全体を看護職員に係る勤務時間として算入できます。 | □ | □ | □ |
| ６ 利用者の数 | 従業者の員数算定のための利用者数　・前年度の平均値としていますか。 | □ | □ | □ |
|  | 　・新規指定は適正な推定数により算定していますか。 | □ | □ | □ |
| ７ 管理者 | 管理者は、専ら当該施設の職務に従事する常勤の職員ですか。※ただし、同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯もその指定介護老人福祉施設の入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、他の職務を兼ねることができる場合があります。 | □ | □ | □ |
| 第３　設備に関する基準 | 当該事業所の本体施設として必要とされる設備を有していますか。また、併設短期入所生活介護（一体的に運営される併設介護予防短期入所生活介護を含む）の事業の場合、専用の居室を設けていますか。 | □ | □ | □ |
| 第４　運営に関する基準 |  |  |  |  |
| １ 内容及び手続きの説明及び同意 | (1)サービスの提供開始の際に、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明し同意を得ていますか | □ | □ | □ |
| (2)重要事項説明書及び契約書には、日付、説明者及び利用申込者が漏れなく記載されていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (3)重要事項説明書には、次の事項が記載されていますか。※次の各事項の（　）内の事項で記載しているものについて、「□」に✓をしてください。 |  |  |  |
|  | 　①運営規程の概要□事業者情報 □事業所情報 □運営方針及び目的 □定員□留意事項 □非常災害対策 □通常の送迎の実施地域 □緊急対応□身体的拘束等原則禁止 □虐待防止措置 | □ | □ | □ |
|  | 　②従業者の勤務体制□職種　　□基準人員数　　□実配置人員数□職務内容 | □ | □ | □ |
|  | 　③利用料及びその他の費用　　□基本サービス費　　□加算関係　　□その他の費用　　□滞在費及び食費の負担限度額　□消費税の課税の有無　　□その他の費用の額をやむを得ず変更する際の手続き　□徴収方法 | □ | □ | □ |
|  | 　④事故発生時の対応□連絡先（市町村）　　□連絡先（利用者の家族）□連絡先（居宅介護支援事業者）　　□対応策□損害賠償 | □ | □ | □ |
|  | 　⑤苦情処理の体制□事業所内の処理体制及び連絡先　　□連絡先（市町村）□連絡先（国保連）　　 | □ | □ | □ |
|  | ⑥その他利用者の選択に役立つ事項（協力病院、第三者評価等）※主な事項を記載 | □ | □ | □ |
|  | (4)　利用者又はその家族が理解しやすいように、分かりやすいものとなっていますか。 | □ | □ | □ |
| ２ 指定短期入所生活介護の開始及び終了 | 1. 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に指定短期入所生活介護を提供していますか。
 | □ | □ | □ |
| 1. 居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。
 | □ | □ | □ |
| ３ 提供拒否の禁止 | 正当な理由のある場合を除きサービス提供を拒否せずに、適切に利用者の受入を行っていますか。※拒否した事例及びその理由を記載してください。 | □ | □ | □ |
| ４ サービス提供困難時の対応 | 当該事業所の通常の送迎の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | □ | □ | □ |
| ５ 受給資格等の確認 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| ６ 要介護認定等の申請に係る援助 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| ７ 心身の状況等の把握 | (1)当該サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (2)利用者の心身の状況や置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に向け、サービス担当者会議等を通じ、情報の収集・交換を行っていますか。 | □ | □ | □ |
| ８ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 指定短期入所者生活介護の提供の開始に際して、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、 |  |  |  |
| 　①居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 | □ | □ | □ |
| 　②また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供していますか。 | □ | □ | □ |
| ９ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿った指定短期入所生活介護を提供していますか。 | □ | □ | □ |
| 10 サービスの提供の記録 | (1)指定短期入所生活介護を提供した際には、提供日及び内容、当該指定短期入所者生活介護について介護保険法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載していますか。 | □ | □ | □ |
|  | (2)指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的な内容を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他の適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | □ | □ | □ |
| 11 利用料等の受領（法定代理受領サービス） | (1) 法定代理受領サービスに該当する場合、介護報酬告示上の額（算定する加算等を含む。）の１割、２割又は３割の支払を受けていますか。 | □ | □ | □ |
| (2)介護報酬告示上の額の１割、２割又は３割負担分について、公費負担対象となる利用者に対しては、当該公費負担の給付対象となる額を控除した額の支払を受けていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (3)法定代理受領サービスに該当しない場合に必要となる費用と法定代理受領サービスに該当する場合に必要となる費用との間に不合理な差額を設けていませんか。 | □ | □ | □ |
|  | (4)要介護度に応じた1月当たりの限度基準額を超える場合は、その超えたサービス利用に必要となる費用は | □ | □ | □ |
|  | (5)当該サービス利用が30日を超える場合には、その超えたサービス利用に必要となる費用は全額利用者負担となっていますか。 | □ | □ | □ |
| （特別な居室料） | (6)当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| （特別な食事料） | (7)当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| （滞在費） | (8)当該事業所の本体施設における当該事項（居住費は滞在費と読替え）と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| （食費） | (9) 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。※短期入所生活介護において、食費は一食ごとに分けて設定し、提供した食事分のみ徴収すること。 | □ | □ | □ |
| （その他の日常生活費） | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| （その他の日　常生活費以外の費用） | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| （領収書） | 当該事業所の本体施設設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 12保険給付の請求のための証明書の交付 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 13指定短期入所生活介護の取扱方針 | (1)利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (2)各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるように配慮して行われていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (3)利用者のプライバシーの確保に配慮して、サービスが行われていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (4)指定短期入所生活介護が、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (5)利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等（指定短期入所生活介護　　計画の目標、内容、行事、日課等を含む）について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (6)指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | □ | □ | □ |
| （身体拘束の原則禁止） | (7)当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 14短期入所生活介護計画の作成 | 1. 管理者は、相当期間（概ね４日）以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者について、心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでのサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成していますか。
 | □ | □ | □ |
|  | 　※ 計画については、介護の提供に関する計画等の作成に経験のある者や介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合はその者にとりまとめを行わせることが望ましい。 |  |  |  |
|  | (2)既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | □ | □ | □ |
|  | (3)短期入所生活介護計画の作成にあたっては、利用者又は家族に対し、その内容等について説明し、同意を得ていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (4)短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付していますか。 | □ | □ | □ |
| 15 介護 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 16 食事の提供 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 17 機能訓練 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 18 健康管理 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 19相談及び援助 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 20その他のサービスの提供 | (1)利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動は支援していますか。 | □ | □ | □ |
|  | (2)常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。  | □ | □ | □ |
| 21利用者に関する市町村への通知 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 22緊急時等の対応 | サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。※緊急時において円滑な協力を得るため、事前に利用者の主治医から情報を得ておくことが必要です。 | □ | □ | □ |
| 23管理者の責務 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 24 運営規程 | (1)　運営規程は事業所ごとに作成されていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (2)　以下の内容が適切に規定されていますか。 |  |  |  |
|  | ①事業の目的及び運営の方針 | □ | □ | □ |
|  | ②従業者の職種、員数及び職務の内容 | □ | □ | □ |
|  | ③利用定員 | □ | □ | □ |
|  | ④ユニット数及びユニットごとの定員 |  |  |  |
|  | ⑤指定短期入所生活介護の内容　※主な事項を記載 | □ | □ | □ |
|  | ⑥利用料及びその他の費用の額　※以下の事項で**記載があるものに**✓をすること。　　　□事業所が徴収する全ての利用料等（介護報酬以外）□滞在費及び食費の負担限度額　　　□消費税の課税の有無　　　□利用料変更に係る手続き関係　　 | □ | □ | □ |
|  | ⑦通常の送迎の実施地域 | □ | □ | □ |
|  | ⑧サービス利用に当たっての留意事項　※主な事項を記載 | □ | □ | □ |
|  | ⑨緊急時等における対応方法 | □ | □ | □ |
|  | ⑩非常災害対策 | □ | □ | □ |
|  | ⑪虐待の防止のための措置に関する事項 | □ | □ | □ |
|  | ⑫その他事業所の運営に関する重要事項・身体的拘束等の原則禁止・その他の重要事項※主な事項を記載 | □ | □ | □ |
| 25勤務体制の確保等 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 26業務継続計画の策定等 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 27 定員の遵守 | (1)次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていませんか。 |  |  |  |
|  | 　①空床利用型にあっては、本体施設のユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 | □ | □ | □ |
|  | 　②併設型にあっては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 | □ | □ | □ |
|  | 　■災害、虐待その他のやむを得ない事情による定員超過がある場合は、その理由及び入所者数（記入日現在）　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  | □ |
| 28非常災害対策 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 29衛生管理等 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 30掲　示 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 31秘密保持等 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 32広　告 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 33居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 34 苦情処理 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 35地域等との連携 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 36事故発生時の対応 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 37虐待の防止 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 38 会計の区分 | 当該サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | □ | □ | □ |
| 39入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 40 記録の整備 | (1) ①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | □ | □ | □ |
|  | 　　②記録者は特定できますか。 | □ | □ | □ |
|  | 　　③各記録が鉛筆書きではなく、ペン書きやコピー等保存性に配慮したもの　　　としていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (2)利用者に対する当該サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存していますか。 | □ | □ | □ |
|  | ①短期入所生活介護計画 | □ | □ | □ |
|  | ②①以外は、当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (3)上記以外については、当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 第５　介護給付費の算定及び取扱い |  |  |  |  |
| １基本的事項（端数処理） | 算定される単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数は切り捨てていますか。 | □ | □ | □ |
| (利用の日数の数え方等) | (1)利用の日数については、利用の開始日及び終了日の両方を含めて、短期入所生活介護費を算定していますか。※以下の事項に該当する場合は、それぞれの事項のとおり取扱うこと。 | □ | □ | □ |
|  | (2)当該事業所と短期入所療養介護事業所、特定施設又は介護保険施設（以下「介護保険施設等」という。）が次の位置関係にある場合、当該事業所へ利用を開始した日は利用の日数に含め、終了した日は利用の日数に含めずに、短期入所生活介護費を算定していますか。 |  |  | □ |
|  | ①当該事業所と介護保険施設等が同一敷地内にある場合　 | □ | □ | □ |
|  | ②当該事業所と介護保険施設等が隣接若しくは近接する敷地にあって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合 | □ | □ | □ |
|  | ※引き続き併設する特別養護老人ホームに入所するような場合 |  |  |  |
|  | (3)当該事業所の利用者が、当該事業所と次の位置関係にある病院又は診療所の医療保険適用病床（以下「同一敷地内等の医療保険適用病床」という。）へ入院した場合及び同一敷地内等の医療保険適用病床から退院した場合は、当該事業所における利用の開始日及び終了日は利用の日数に含めずに、短期入所生活介護費を算定していますか。 |  |  | □ |
|  | ①当該施設と医療保険適用病床が同一敷地内にある場合 | □ | □ | □ |
|  | ②当該施設と医療保険適用病床が隣接又は近接する敷地にあって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合 | □ | □ | □ |
| ２ 短期入所生活介護費 | (1)居住環境に応じた所定単位数を算定していますか。 | □ | □ | □ |
|  | (2)利用者が連続して30日を超えて利用する場合に、30日を超える日以降の短期入所生活介護費を算定していませんか。 | □ | □ | □ |
| （夜勤職員） | (3)夜間勤務職員の基準を満たさない場合は、所定単位数の100 分の97に相当する単位数としていますか。 | □ | □ | □ |
| （定員超過） | (4)当該事業所の利用者数が利用定員を超過した場合は、該当月の翌月から解消月までの間、短期入所生活介護費を所定単位数の70％で算定していますか。 | □ | □ | □ |
|  | ・次の場合は、利用定員に100 分の105 を乗じて得た数（利用定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に２を加えて得た数）までは減算が行われません。　○老人福祉法第10条の４第１項第３号の規定による市町村が行った措置（又は同法第11条第１項第２号の規定による市町村が行った措置（特別養護老人ホームの空床利用の場合のみ））による入所によりやむを得ず利用定員を超える場合、」※ただし、この取扱いはあくまでも一時的かつ特例的なものであることから速やかに定員超過利用を解消する必要があります。 |  |  |  |
|  | (5)定員超過の状態にある間は、次の加算を算定していませんか。 |  |  | □ |
|  | ①看護体制加算 | □ | □ | □ |
|  | ②療養食加算 | □ | □ | □ |
|  | ③サービス提供体制強化加算 | □ | □ | □ |
|  | (6)当該事業所の本体施設において人員欠如となっている場合には、当該事業所の利用者に対しても、該当月の翌月から解消月までの間、短期入所生活介護費を所定単位数の70％で算定していますか。 | □ | □ | □ |
| (人員欠如) | (7)人員欠如の状態にある間は、次の加算を算定していませんか。 |  |  | □ |
|  | ①看護体制加算 | □ | □ |  |
|  | ②療養食加算 | □ | □ |  |
|  | ③サービス提供体制強化加算 | □ | □ | □ |
| ３ ユニットケア体制 | ユニット型指定短期入所生活介護において、施設基準を満たさない場合、１日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数としていますか。 |  |  | □ |
|  | ・日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 | □ | □ | □ |
|  | ・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 | □ | □ | □ |
|  | ※減算については、ある月（歴月）において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されます。（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。） |  |  |  |
| ４ 特定入所者介護サービス費 | 当該事業所の本体施設における当該費用（居住費を滞在費と読替え、外泊に係る取扱いを除く）と同様に請求していますか。 | □ | □ | □ |
| ５身体拘束廃止未実施減算 | 当該事業所の本体施設の当該事項と同様に、身体拘束を行った場合の記録や身体拘束廃止の取組を行っていない場合は、所定単位数の100分の1相当する単位数を所定単位数から減算する相当する単位数を所定単位数から減算していますか。※令和7年3月31日までは経過措置により減算を適用しない。 | □ | □ | □ |
| ６高齢者虐待防止措置未実施減算 | 当該事業所の本体施設の当該事項と同様に、虐待防止の発生又はその発生を防止するための措置が講じられていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | □ | □ | □ |
| ７　業務継続計画未策定減算 | 当該事業所の本体施設である当該事項と同様に、行継続計画が未策定の場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | □ | □ | □ |
| ８　生活機能向上連携加算 | 当該事業所の本体施設における生活機能向上連携加算の基準を満たす場合に、当該施設と同様に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| ９ 機能訓練指導員加算 | 機能訓練指導員として、常勤専従の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下、「理学療法士等」という。）を１名以上（利用者数が100 を超える事業所（本体施設である地域密着型介護老人福祉施設の入所者数も含む。）は、機能訓練指導員として、常勤専従の理学療法士等を１名以上配置し、かつ、理学療法士等を常勤換算方式で入所者数を100 で除した数以上）配置している場合、１日につき12単位を加算していますか。 | □ | □ | □ |
| 10個別機能訓練加算 | (1)下記の基準に適合し、届け出た利用者に対し、機能訓練を行っている場合、１日につき、56単位を加算していますか。 | □ | □ | □ |
|  | (2)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |  |
|  | ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。 | □ | □ |  |
|  | ②機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員そのた職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。 | □ | □ |  |
|  | ③個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 | □ | □ |  |
|  | ④機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。 | □ | □ |  |
|  | ※加算の算定に当たっては、下記の点に留意すること。ア　理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、短期入所生活介護事業所を計画的に又は期間を定めて利用する者に対して、計画的に行った機能訓練について算定していますか。 | □ | □ |  |
|  | イ　１週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみを当該加算の算定対象としていますか。※その場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ利用者や居宅介護支援事業者へ周知されている必要があります。 | □ | □ |  |
|  | ウ　短期入所生活介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、短期入所生活介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めていませんか。　 | □ | □ |  |
|  | エ　個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価を行っていますか。※なお、短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。 | □ | □ |  |
|  | オ　個別機能訓練加算に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において、可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施していますか。具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施していますか。 | □ | □ |  |
|  | カ　オの目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど、可能な限り具体的かつわかりやすい目標としていますか。 | □ | □ |  |
|  | キ　個別機能訓練加算に係る機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された５人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行っていますか。また、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としていますか。 | □ | □ |  |
|  | ク　生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するために、概ね週１回以上実施することを目安とし、実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な１回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定していますか。 | □ | □ |  |
|  | ケ　個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ＡＤＬ、ＩＡＤＬ等の状況)を確認し多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む）や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 | □ | □ |  |
|  | コ　個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。 | □ | □ |  |
|  | 　サ　機能訓練指導員の加算を算定している場合であっても、別途個別機能訓練加算に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算を算定できるが、この場合にあっては、機能訓練指導員の加算に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員を配置することが必要である。 | □ | □ |  |
|  | ※個別機能訓練加算は、心身機能への働きかけだけでなく、ＡＤＬ(食事、排泄、入浴等)やＩＡＤＬ(調理、洗濯、掃除等)などの「活動」への働きかけや、役割の創出や社会参加の実現といった「参加」への働きかけを行い、「心身機能」「活動」「参加」といった「生活機能」にバランスよく働きかけるものである。 |  |  |  |
| 11 看護体制加算 | ●看護体制加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　下記基準に適合し、届け出ている場合、１日につき所定の単位を加算していますか。　　 |  |  | □ |
|  |  | 【併設型】 |  |  | □ |
|  |  |  | ①常勤の看護師を１ 名以上配置していること。※本体施設でも同加算を算定している場合の常勤の看護師の配置は、本体施設1名と短期入所生活介護事業所1名と合わせて２名以上必要です。 | □ | □ |  |
|  |  |  | ②定員超過、人員欠如に該当していない。 | □ | □ |  |
|  |  | 【空床型】 |  |  | □ |
|  |  |  |  本体施設において、看護体制加算（Ⅰ）の要件を満たしていること。 | □ | □ |  |
|  | ●看護体制加算（Ⅱ）　下記基準に適合し、届け出ている場合、１日につき所定の単位を加算していますか |  |  | □ |
|  |  | 【併設型】 |  |  | □ |
|  |  |  | ①看護職員を常勤換算方法で利用者の数が 25 又はその端数を増すごとに １ 名以上配置していること。※本体施設でも同加算を算定している場合の看護職員の配置は、本体施設と短期入所生活介護事業所とそれぞれで要件を満たす必要があります。 | □ | □ |  |
|  |  |  | ②当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、 24 時間の連絡体制を確保していること。 | □ | □ |  |
|  |  |  |  | ア管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関す取り決め（指針やマニュアル等）の整備がなされていること。 | □ | □ |  |
|  |  |  |  | イ管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、看護職員不在時の介護職員による入所者の観察項目の標準化（どのようなことが観察されれば看護職員に連絡するか）がなされていること。 | □ | □ |  |
|  |  |  |  | ウ施設内研修等を通じ、看護・介護職員に対して、ア及びイの内容が周知されていること。 | □ | □ |  |
|  |  |  |  | エ事業所の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話やＦＡＸ等により入所者の状態に関する引継を行うとともに、オンコール体制終了時にも同様の引継を行うこと。 | □ | □ |  |
|  |  | 【空床型】 |  |  | □ |
|  |  |  | ①本体施設において、看護体制加算（Ⅱ）の要件を満たしていること。 | □ | □ |  |
|  | ●看護体制加算（Ⅲ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　下記基準に適合し、届け出ている場合、１日につき所定の単位を加算していますか。　　 |  |  | □ |
|  | ①看護体制加算（Ⅰ）の看護体制要件を満たしていること。 | □ | □ |  |
|  | 　②前年度又は算定日の属する月の前３月間の利用者の総数のうち、要介護３以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。 | □ | □ |  |
|  | 　②利用定員が29人以下の場合、イを、30人以上50人以下の場合、ロを算定している。 | □ | □ |  |
|  | ●看護体制加算（Ⅳ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　下記基準に適合し、届け出ている場合、１日につき所定の単位を加算していますか。　　 |  |  | □ |
|  | ①看護体制加算（Ⅱ）の看護体制要件を満たしていること。 | □ | □ |  |
|  | 　②前年度又は算定日の属する月の前３月間の利用者の総数のうち、要介護３以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。 | □ | □ |  |
|  | 　③利用定員が29人以下の場合、イを、30人以上50人以下の場合、ロを算定している。 | □ | □ |  |
| 12 医療連携強化加算 | (1)下記の基準に適合し、届け出ている事業所において、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、介護を行った場合1日につき58単位を加算していますか。（在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない）次に掲げるいずれの基準にも適合すること。 | □ | □ | □ |
|  | ①看護体制加算（Ⅱ）又は(Ⅳ)を算定していること。 | □ | □ |  |
|  | ②利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。 | □ | □ |  |
|  | ③主治の医師と連絡がとれない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。 | □ | □ |  |
|  | ④急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。厚生労働大臣が定める状態とは以下の通り。　　ア　喀たん吸引を実施している場合。　　イ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。　　ウ　中心静脈注射を実施している状態。　　エ　人工腎臓を実施している状態。　　オ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態。　　カ　人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態。　　キ　経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態。　　ク　褥瘡に対する治療を実施している状態。　　ケ　気管切開が行われている状態。　 | □ | □ |  |
|  | (2)加算の算定に当たっては、下記の点に留意すること。　①医療連携強化加算は、急変の予測や早期発見のために看護職員による定期的な巡視や、主治の医師と連絡が取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、本市に届け出た短期入所生活介護事業所において、算定の対象となる状態にある利用者に対して短期入所生活介護を行った場合に算定しているか。 | □ | □ |  |
|  | ②看護職員による定期的な巡視とは、急変の予測や早期発見等のために行うものであり、おおむね１日3回以上の頻度で当該利用者のもとを訪れてバイタルサインや状態変化の有無を確認するものであること。ただし、巡視の頻度については、利用者の状態に応じて適宜増加させるべきであること。 | □ | □ |  |
|  | ③あらかじめ協力医療機関を定め、当該医療機関との間に利用者に、急変等が発生した場合の対応について、取り決めを行っているか。　　　取り決め内容について、短期入所生活介護の提供開始時に利用者に説明し、主治の医師との連携方法や搬送方法を含め、急変が生じた場合の対応についての同意を得て、文書で記録しているか。 | □ | □ |  |
|  | ④利用者は、次のいずれかに該当しているか。　なお、請求明細書の摘要欄に該当する状態を記載し、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみ記載すること。 | □ | □ |  |
|  | ア｢喀痰吸引を実施している状態｣とは、短期入所生活介護の利用中に喀痰吸引を要する状態であり実際に喀痰吸引を実施したものであること。 | □ | □ | □ |
|  | イ｢呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態｣については、当該月において１週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。 | □ | □ | □ |
|  | ウ｢中心静脈注射を実施している状態｣については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。 | □ | □ | □ |
|  | 　エ｢人工腎臓を実施している状態｣については、当該月において人工腎臓を実施しているものであること。 | □ | □ | □ |
|  | オ｢重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態｣については、重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90mmHg以下が持続する状態、又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度90％以下の状態で常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。 | □ | □ | □ |
|  | カ｢人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態｣については、人工膀胱又は人工肛門に係る皮膚の炎症等に対するケアを行っているか。 | □ | □ | □ |
|  | キ｢経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態｣については、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合に算定できるものであること。 | □ | □ | □ |
|  | ク｢褥瘡に対する治療を実施している状態｣については、以下の分類で、第二度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限る。　　 第一度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない（皮膚の損傷はない）　　　第二度：皮膚層の部分的喪失（びらん、水泡、浅いくぼみとして表れるもの）　 第三度：皮膚層がなくなり、潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある。　第四度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している | □ | □ | □ |
|  | 　　　ケ　｢気管切開が行われている状態｣については、気管切開が行われている　　　　　　利用者について、気管切開に係るケアを行った場合に算定できるものであること。 | □ | □ | □ |
| 13看取り連携体制加算 | (1)事業所の看取り期の利用者に対するサービスを提供する体制をＰＤＣＡサイクルにより構築かつ強化していくこととし、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者が死亡した場合に、死亡日を含めて30日以内のうち、７日を上限として算定していますか。※入院した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上あった場合は、算定不可 | □ | □ | □ |
|  | (2)次のいずれかに該当していますか。 | □ | □ | □ |
|  | □看護体制加算(Ⅰ)又は（Ⅲ）を算定していること |  |  |  |
|  | □　看護体制加算(Ⅱ)又は（Ⅳ）を算定しており、当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、 24 時間の連絡体制を確保していること。 |  |  |  |
|  | (3)管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議のうえ、「看取り期における対応方針」が定め利用開始の際に利用者又は家族等に対して、当該方針の内容を説明し同意を得ていますか。 | □ | □ | □ |
|  | 　※同対応方針には例えば次に掲げる事項を含むものとする・　当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方　・　医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応）　・　利用者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法　・　利用者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式　・　その他職員の具体的対応等 |  |  |  |
|  | (4)看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返る等により、対応方針の内容や看取り期におけるサービス提供体制について適宜見直しを行っていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (5)看取り期の利用者に対するサービス提供においては、以下に掲げる事項を介護記録に記録し、多職種連携のための情報共有を行っていますか。・利用者の身体の状況の変化及びこれに対する介護についての記録・各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、アセスメントと対応の経過の記録 | □ | □ | □ |
|  | (6)看取り連携体制は死亡月にまとめて算定することから前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (7)本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は介護記録にその説明日時、内容を記載するともに、同意を得た旨を記載していますか。 | □ | □ | □ |
| 14 夜勤職員配置加算 | ●夜勤職員配置加算（Ⅰ）下記基準に適合し、届け出ている場合、１日につき13単位を加算していますか。 | □ | □ | □ |
|  | ①短期入所生活介護費を算定していること。 | □ | □ |  |
|  | ②当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っているか。 | □ | □ |  |
|  | ●夜勤職員配置加算（Ⅱ）下記基準に適合し届け出ている場合、１日につき18単位を加算していますか。 | □ | □ | □ |
|  | ①ユニット型短期入所生活介護費を算定していること。 | □ | □ |  |
|  | ②当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っているか。 | □ | □ |  |
|  | ●夜勤職員配置加算（Ⅲ）　下記基準に適合し、届け出ている場合、１日につき15単位を加算していますか。 | □ | □ | □ |
|  | ①短期入所生活介護費を算定していること。 | 口 | 口 |  |
|  | ②当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っているか。 | 口 | 口 |  |
|  | ●夜勤職員配置加算（Ⅳ）　下記基準に適合し、届け出ている場合、１日につき20単位を加算していますか。 | □ | □ | □ |
|  | ①ユニット型短期入所生活介護費を算定していること。 | 口 | 口 |  |
|  | ②当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っているか。 | 口 | 口 |  |
| 15認知症行動・心理症状緊急対応加算 | (1)利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断した場合であって、居宅介護支援専門員、当該短期入所生活介護事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、短期入所生活介護を開始している。※「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指す。 | □ | □ |  |
| (2)次に掲げる者が、直接、短期入所生活介護の利用を開始した場合には本加算は算定できない。・病院又は診療所に入院中の者・介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者・認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 | □ | □ |  |
| (3)医師が判断した当該日又は、その次の日に利用開始している。　 ※本加算制度は予定外で緊急入所した場合の受入れの手間を評価するものであることから、予定どおりの入所は対象とならない。 | □ | □ |  |
|  | (4)利用開始日から７日を限度として算定している。※本加算は、「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受入れる際の初期の手間を評価したものであり、利用開始後８日目以降の短期入所生活介護の利用を妨げるものではないことに留意すること。※緊急短期入所受入加算との併算定は不可。 | □ | □ |  |
|  | (5)判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録している。 | □ | □ |  |
|  | (6)事業所において、判断を行った日時、医師名及び利用開始にあたっての留意事項等を介護サービス計画書に記録している。 | □ | □ |  |
| 16 若年性認知症利用者受入加算 | (1) 若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合、若年性認知症利用者受入加算として、１日につき所定の単位を算定していますか。 | □ | □ | □ |
|  | (2) 受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めていますか。 | □ | □ |  |
|  | (3) 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していませんか。 | □ | □ |  |
| 17 送迎加算 | (1) 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と当該事業所との間の送迎を行う場合に、片道１回につき所定の単位を加算していますか。 | □ | □ | □ |
|  | (2) 送迎に係る記録として、利用者、送迎者、送迎先等が明確にされていますか。 | □ | □ |  |
|  | (3) 送迎先が、利用者の都合による場合を含めて居宅以外となったときに、当該加算を算定していませんか。 | □ | □ |  |
|  | (4) 送迎の実施については、運営規程に定める実施地域の範囲内となっていますか。 | □ | □ |  |
|  | (5) 送迎が運営規程に定める実施地域の範囲外となる場合で、別途利用料の徴収に当たっては、運営規程にその利用料を規定していますか。 | □ | □ |  |
| 18 緊急短期入所受入加算 | 以下の者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日）を限度として、１日につき90単位を加算していますか。※認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可。 | □ | □ | □ |
|  | 当該加算の算定にあたっては、次の事項を適切に行っていますか。 |  |  |  |
|  | (1)利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に算定している。 | □ | □ |  |
|  | (2)緊急利用者のみに算定している。※「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となる。 | □ | □ |  |
|  | (3)あらかじめ、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている。※ただし、やむを得ない事情により、事後に介護支援専門員により当該サービス提供が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能。 | □ | □ |  |
|  | (4)緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録している。また、緊急利用者にかかる変更前後の居宅サービス計画を保存している。 | □ | □ |  |
|  | (5)既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望している者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行っている。 | □ | □ |  |
|  | (6)算定対象期間は原則として７日以内とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い、相談している。※ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、７日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。 | □ | □ |  |
| 19　連続30日を超える利用 | 利用者が連続して30日を超えて短期入所生活介護を利用する場合に、30日を超える日以降の短期入所生活介護費を算定していませんか。 | □ | □ | □ |
| 20 長期利用者に対する減算について（30日超え） | 利用者が連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた短期入所生活介護費については、算定単位数より、1日につき30単位を所定単位数から減算していますか。※短期入所生活介護の基本サービス費については、施設入所に比べ入退所が頻繁であり、利用者の状態が安定していないことから、特別養護老人ホームへ入所した当初に施設での生活に慣れるための様々な支援を評価する初期相当分を評価している。こうしたことから、居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算を行う。なお、同一事業所を長期利用していることについては、居宅サービス計画において確認することとなる。※1日（一晩）だけ自宅で過ごした場合など報酬請求が連続している場合は、連続して入所しているものと扱われるため、連続30日を超えた日から減算となる。 | □ | □ | □ |
| 21長期利用の適正化について（60日超え） | 利用者が居宅に戻ることなく自費利用を挟み連続60 日を超えて同一の短期入所生活介護介護事業所を利用している者に対して、連続60日を超えた日から介護福祉施設サービス費と同単位数で算定していますか。ただし、既に上記の**長期利用者に対する減算後**の単位数が、対応するユニット型介護福祉施設サービス費を下回る場合は、それ以上の単位数の減は行わない。※短期入所生活介護における長期利用は施設と同様の利用形態となっていることから、施設入所の報酬単位との均衡を図るため。 | □ | □ | □ |
| 22口腔連携強化加算 | 短期入所生活介護事業所従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、その評価の結果の情報提供を行ったときは、１月に１回限り50単位を算定していますか。 | □ | □ | □ |
|  | 口腔の健康状態の評価は、利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行っていますか。 | □ | □ | □ |
|  | 指定短期入所生活介護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うにあたって、歯科診療報酬点数表の区分番号Ｃ000に掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていますか。 | □ | □ | □ |
|  | 次のいずれにも該当していませんか。1. 他の介護サービス事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。
2. その利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。
3. その事業所以外の介護サービス事業所において、その利用者について口腔連携強化加算を算定していること。
 | □ | □ | □ |
|  | 口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要時応じて厚生労働省が定める基準における歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談していますか。 | □ | □ | □ |
|  | 口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及びその利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式１１（「口腔連携強化加算に係る口腔の健康状態の評価及び情報提供書」）等により提出していますか。 | □ | □ | □ |
|  | 歯科医療機関への情報提供にあたっては、利用者又は家族等の意向及びその利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行っていますか。 | □ | □ | □ |
|  | 口腔の健康状態の評価は、以下に掲げる確認を行っていますか（ただし、ト・チについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと）イ　開口の状態ロ　歯の汚れの有無ハ　舌の汚れの有無ニ　歯肉の腫れ、出血の有無ホ　左右両方の奥歯のかみ合わせの状態ヘ　むせの有無ト　ぶくぶくうがいの状態チ　食物のため込み、残留の有無※なお、口腔の健康状態の評価を行うにあたっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）及び「入院（所）中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」等を参考にすること。 | □ | □ | □ |
|  | 口腔連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用し決定することとし、原則としてその事業所が口腔の健康状態の評価を継続的に実施していますか。 | □ | □ | □ |
| 23 療養食加算 | 当該事業所の本体施設における療養食加算の基準を満たす場合に、当該施設と同様に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 24在宅中重度者受入加算 | (1)指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、 １ 日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | □ | □ | □ |
|  | ①看護体制加算（Ⅰ）又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅱ）又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定していない場合に限る。）　　421単位 | □ | □ | □ |
|  | ②看護体制加算（Ⅱ）又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅰ）又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定していない場合に限る。）　　417単位 | □ | □ | □ |
|  | ③看護体制加算（Ⅰ）又は(Ⅲ)ｲ若しくはロ及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロをいずれもを算定している場合　　413単位 | □ | □ | □ |
|  | ④看護体制加算を算定していない場合　　　　425単位 | □ | □ | □ |
|  | (2)訪問看護の提供を受けていた利用者が、その居宅において指定短期入所生活介護を利用する場合であって、指定短期入所生活介護事業者が、当該利用者の利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員により当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合が対象となっていますか。 | □ | □ | □ |
|  | ①健康上の管理等に関する医師の指示は、指定短期入所生活介護事業所の配置医師が行っていますか。 | □ | □ | □ |
|  | ②在宅中重度者受入加算を算定するに当たっては、あらかじめ居宅サービス計画に位置づけた上で行っていますか。※特に初めてこのサービスを行う場合は、サービス担当者会議を開催するなどサービス内容や連携体制等についてよく打合せを行った上で実施することが望ましい。 | □ | □ | □ |
|  | ③当該利用者に関する必要な情報を主治医、訪問看護事業所、サービス担当者会議、居宅介護支援事業所等を通じてあらかじめ入手し適切なサービスを行うよう努めていますか。 | □ | □ | □ |
|  | ④在宅中重度者受入加算に係る業務について、訪問看護事業所と委託契約を締結し、利用者の健康上の管理等の実施に必要な費用を訪問看護事業所に支払っていますか。　 | □ | □ | □ |
|  | ⑤健康上の管理等の実施上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は短期入所生活介護事業所が負担し、利用者に請求していませんか。※なお、医薬品等が、医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱について」(平成18年３月31日保医発0331002号を参照）。 | □ | □ | □ |
| 25　認知症専門ケア加算 | 当該事業所の本体施設における認知症専門ケア加算の基準を満たす場合に、当該施設と同様に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 26生産性向上推進体制加算 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 27 サービス提供体制強化加算 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |

　併設ユニット型介護予防短期入所生活介護

| 項　　目 | 内　　　　　　　　容 | できている | できていない | 該当無 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | 利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | □ | □ | □ |
| 第２ 人員に関する基準 | 当該事業所と一体的に運営する指定短期入所生活介護事業所において配置すべき員数を適切に配置していますか。 | □ | □ | □ |
| 第３ 設備に関する基準 | 当該事業所の本体施設として必要とされる設備を有していますか。また、併設介護予防短期入所生活介護（一体的に運営される併設短期入所生活介護を含む）の事業の場合、専用の居室を設けていますか。 | □ | □ | □ |
| 第４ 運営に関する基準 |  | □ | □ | □ |
| １ 内容及び手続きの説明及び同意 | (1)サービス提供開始の際に、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明し同意を得ていますか | □ | □ | □ |
|  | (2)重要事項説明書及び契約書には、日付、説明及び利用申込者が漏れなく記載されていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (3)重要事項説明書には、次の事項が記載されていますか。※次の各事項の（　）内の事項で記載しているものについて、「□」に✓をしてください。 | □ | □ | □ |
|  | 　①運営規程の概要□事業者情報　　□事業所情報　　□運営方針及び目的□定員　□留意事項　□非常災害　□送迎地域　□緊急対応□身体的拘束等原則禁止　□虐待防止措置 | □ | □ | □ |
|  | 　②従業者の勤務体制□職種　　□基準人員　　□実配置人員□職務内容　　 | □ | □ | □ |
|  | 　③利用料及びその他の費用　　□基本サービス費　　□加算関係　　□その他の費用　　□滞在費及び食費の負担限度額　　□消費税の課税の有無　　□利用料変更に係る手続き関係　　□徴収方法 | □ | □ | □ |
|  | 　④事故発生時の対応□連絡先（市町村）　　□連絡先（利用者の家族）□連絡先（介護予防支援事業者）　　□対応策□損害賠償 | □ | □ | □ |
|  | 　⑤苦情処理の体制□事業所内の処理体制及び連絡先　　□連絡先（市町村）□連絡先（国保連）　　 | □ | □ | □ |
|  | ⑥提供するサービスの第三者評価の実施状況□実施の有無　□直近の年月日　□評価機関の名称□評価結果の開示状況 | □ | □ | □ |
|  | 　⑦その他利用者の選択に役立つ事項（協力病院等）※主な事項を記載 | □ | □ | □ |
|  | (4)　利用者又はその家族が理解しやすいように、分かりやすいものとなっていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (5)　当該事業所と一体的に運営する指定短期入所生活介護事業所であって、重要事項説明者や契約書を一体で作成している場合は、それぞれのサービス内容等が明確になっていますか。 | □ | □ | □ |
| ２ 介護予防短期入所生活介護の開始及び終了 | 当該事業所と一体的に運営する指定短期入所生活介護事業所における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| ３ 提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービス提供を拒否せず、適切に利用者の受入を行っていますか。※拒否した事例・その理由を記載すること。 | □ | □ | □ |
| ４ サービス提供困難時の対応 | 当該事業所と一体的に運営する指定短期入所生活介護事業所における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| ５ 受給資格等の確認 | 当該事業所と一体的に運営する指定短期入所生活介護事業所における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| ６ 要支援認定等の申請に係る援助 | 当該事業所と一体的に運営する指定短期入所生活介護事業所における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| ７ 心身の状況等の把握 | 当該サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | □ | □ | □ |
| ８ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 当該事業所と一体的に運営する指定短期入所生活介護事業所における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| ９ 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 | 介護予防サービス計画が作成されている場合、当該計画に沿ったサービス提供をしていますか。 | □ | □ | □ |
| 10サービスの提供の記録 | 当該事業所と一体的に運営する指定短期入所生活介護事業所における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 11 利用料等の受領 （法定代理受領サービス） | (1)　当該サービスに該当する場合、介護報酬告示上の額（算定する加算等を含む。）の１割又は２割の支払を受けていますか。 | □ | □ | □ |
| (2)　介護報酬告示上の額の１割又は２割負担分について、公費負担対象となる利用者に対しては、当該公費負担の給付対象となる額を控除した額の支払を受けていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (3)　当該サービスに該当しない場合に必要となる費用と当該サービスに該当する場合に必要となる費用との間に不合理な差額を設けていませんか。 | □ | □ | □ |
|  | (4)　要支援度に応じた１月当たりの限度基準額を超える場合は、その超えたサービス利用に必要となる費用は全額利用者負担となっていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (5)　当該サービス利用が30日を超える場合には、その超えたサービス利用に必要となる費用は全額利用者負担となっていますか。 | □ | □ | □ |
| （特別な居室料） | (6)　当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| （特別な食事料） | (7)　当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| （滞在費） | (8)　当該事業所の本体施設における当該事項（居住費は滞在費と読替え）と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| （食費） | (9) 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。※短期入所生活介護同様に、食費は一食ごとに分けて設定し、提供した食事分のみ徴収すること。 | □ | □ | □ |
| （その他の日常生活費） | (10)　当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| （その他の日常生活費以外の費用） | (11) 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| （領収書） | (12) 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 12 保険給付の請求のための証明書の交付 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 13身体拘束等の禁止 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 14介護予防短期入所生活介護計画の作成 | 当該事業所と一体的に運営する指定短期入所生活介護事業所における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 15 介　護 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 16 食事の提供 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 17 機能訓練 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 18 健康管理 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 19 相談及び援助 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 20その他のサービスの提供 | 当該事業所と一体的に運営する指定短期入所生活介護事業所における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 21利用者に関する市町村への通知 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 22 緊急時等の対応 | サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。※緊急時において円滑な協力を得るため、事前に利用者の主治医から情報を得ておくことが必要 | □ | □ | □ |
| 23 管理者の責務 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 24 運営規程 | (1)以下の内容が適切に規定されていますか。 |  |  |  |
|  | ①事業の目的及び運営の方針 | □ | □ | □ |
|  | ②従業者の職種、員数及び職務の内容 | □ | □ | □ |
|  | ③利用定員 | □ | □ | □ |
|  | 　④ユニット数・及びユニットごとの入居定員 | □ | □ | □ |
|  | ⑤指定介護予防短期入所生活介護の内容　※主な事項を記載 | □ | □ | □ |
|  | ⑥利用料及びその他の費用の額　※以下の事項で記載のないものの「□」に✓をすること。　　　□事業所が徴収する全ての利用料等（介護報酬以外）□滞在費及び食費の負担限度額　　　□消費税の課税の有無　　　□利用料変更に係る手続き関係　　 | □ | □ | □ |
|  | ⑦通常の送迎の実施地域 | □ | □ | □ |
|  | ⑧サービス利用にあたっての留意事項　※主な事項を記載 | □ | □ | □ |
|  | ⑨緊急時等における対応方法 | □ | □ | □ |
|  | ⑩非常災害対策 | □ | □ | □ |
|  | ⑪虐待の防止のための措置に関する事項 | □ | □ | □ |
|  | ⑫その他事業所の運営に関する重要事項　・身体的拘束等の原則禁止　・その他の重要事項　※主な事項を記載 | □ | □ | □ |
| 25 勤務体制の確保等 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 26業務継続計画の策定等 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 27 定員の遵守 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 28 地域等との連携 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 29 非常災害対策 | 当該事業所の本体施設である当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 30 衛生管理等 | 当該事業所の本体施設である当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 31 掲　示 | 当該事業所の本体施設である当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 32 秘密保持等 | 当該事業所の本体施設である当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 33 広　告 | 当該事業所の本体施設である当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 34居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 当該事業所の本体施設である当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 35 苦情処理 | 当該事業所の本体施設である当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 36 地域等との連携 | 当該事業所の本体施設である当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 37 事故発生時の対応 | 当該事業所の本体施設である当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 38 虐待の防止 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 39 会計の区分 | 当該サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | □ | □ | □ |
| 40入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 41 記録の整備 | (1)①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | □ | □ | □ |
|  | 　 ②記録者は特定できますか。 | □ | □ | □ |
|  | 　 ③各記録が鉛筆書きではなく、ペン書きやコピー等保存性に配慮したものとしていますか。（電子カルテ等の場合は、できているにチェックしてください。） | □ | □ | □ |
|  | (2)利用者に対する当該サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、次に掲げる日から５年間保存していますか。 | □ | □ | □ |
|  | ①介護予防短期入所生活介護計画：計画完了の日 | □ | □ | □ |
|  | ②①以外は、当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
|  | (3)上記以外については、当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 42変更の届出等 | 当該事業所の本体施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。 | □ | □ | □ |
| 第５介護給付費の算定及び取扱い |  |
| １ 基本的事項（端数処理） | 算定される単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数は切り捨てていますか。 | □ | □ | □ |
| (利用の日数の数え方等) | (1)利用の日数については、利用の開始日及び終了日の両方を含めて、介護予防短期入所生活介護費を算定していますか。※以下の事項に該当する場合は、それぞれの事項のとおり取扱うこと。 | □ | □ | □ |
|  | (2)当該事業所と介護予防短期入所生活介護事業所、特定施設又は介護保険施設（以下「介護保険施設等」という。）が次の位置関係にある場合、当該事業所へ利用を開始した日は利用の日数に含め、終了した日は利用の日数に含めずに、介護予防短期入所生活介護費を算定していますか。 |  |  | □ |
|  | ①当該事業所と介護保険施設等が同一敷地内にある場合　 | □ | □ | □ |
|  | ②当該事業所と介護保険施設等が隣接若しくは近接する敷地にあって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合 | □ | □ | □ |
|  | ※引き続き併設する特別養護老人ホームに入所するような場合 |  |  |  |
|  | (3)　当該事業所の利用者が、当該事業所と次の位置関係にある病院又は診療所の医療保険適用病床（以下「同一敷地内等の医療保険適用病床」という。）へ入院した場合、当該事業所における利用の開始日及び終了日は利用の日数に含めずに、介護予防短期入所生活介護費を算定していますか。 |  |  | □ |
|  | ①当該施設と医療保険適用病床が同一敷地内にある場合 | □ | □ | □ |
|  | ②当該施設と医療保険適用病床が隣接又は近接する敷地にあって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合 | □ | □ | □ |
| ２ 介護予防短期入所生活介護費 | (1)居住環境に応じた所定単位数を算定していますか。 | □ | □ | □ |
|  | (2)利用者が連続して30日を超えて利用する場合に、30日を超える日以降の介護予防短期入所生活介護費を算定していませんか。 | □ | □ | □ |
| （夜勤職員） | (3)夜間勤務職員の基準を満たさない場合は、所定単位数の100 分の97に相当する単位数としていますか。 | □ | □ | □ |
| （定員超過） | (4)当該事業所の利用者数が利用定員を超過した場合は、該当月の翌月から解消月までの間、介護予防短期入所生活介護費を所定単位数の70％で算定していますか。 | □ | □ | □ |
|  | ・次の場合は、利用定員に100 分の105 を乗じて得た数（利用定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に２を加えて得た数）までは減算が行われません。○老人福祉法第10条の４第１項第３号の規定による市町村が行った措置（又は同法第11条第１項第２号の規定による市町村が行った措置（特別養護老人ホームの空床利用の場合のみ））による入所によりやむを得ず利用定員を超える場合　※ただし、この取扱いはあくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があります。 |  |  |  |
|  | (5)定員超過に該当している場合は、次の加算を算定していませんか。 | □ | □ | □ |
|  | ①療養食加算 | □ | □ | □ |
|  | ②サービス提供体制強化加算 | □ | □ | □ |
|  | (6)当該事業所の本体施設において人員欠如となっている場合には、当該事業所の利用者に対しても、該当月の翌月から解消月までの間、介護予防短期入所生活介護費を所定単位数の70％で算定していますか。 | □ | □ | □ |
|  | (7)人員基準欠如に該当している場合は、次の加算を算定していませんか。 | □ | □ | □ |
|  | ①療養食加算 | □ | □ | □ |
|  | ②サービス提供体制強化加算 | □ | □ | □ |
| ３ ユニットケア体 制 | ユニット型指定介護予防短期入所生活介護において、施設基準を満たさない場合、１日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数としていますか。 |  |  | □ |
|  | ・日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 | □ | □ | □ |
|  | ・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 | □ | □ | □ |
|  | ※減算については、ある月（歴月）において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されます。（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。） |  |  |  |
| ４ 特定入所者介護サービス費 | 当該事業所の本体施設における当該費用（居住費を滞在費と読替え、外泊に係る取扱いを除く）と同様に請求していますか。 | □ | □ | □ |
| ５身体拘束廃止未実施減算 | 当事業と一体的に運営している短期入所生活介護事業所と同様に適切に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| ６高齢者虐待防　措置未実施減算 | 当事業と一体的に運営している短期入所生活介護事業所と同様に適切に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| ７ 業務継続計画未策定減算 | 当事業と一体的に運営している短期入所生活介護事業所と同様に適切に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| ８　生活機能向上連携加算 | 当該事業所の本体施設における生活機能向上連携加算の基準を満たす場合に、当該施設と同様に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| ９ 機能訓練指導員加算 | 当事業と一体的に運営している短期入所生活介護事業所と同様に適切に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 10 個別機能訓練加算 | 当事業と一体的に運営している短期入所生活介護事業所と同様に適切に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 11 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 当事業と一体的に運営している短期入所生活介護事業所と同様に適切に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 12 若年性認知症利用者受入加算 | 当事業と一体的に運営している短期入所生活介護事業所と同様に適切に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 13 送迎加算 | 当事業と一体的に運営している短期入所生活介護事業所と同様に適切に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 14 療養食加算 | 当事業と一体的に運営している短期入所生活介護事業所と同様に適切に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 15認知症専門ケア加算 | 当事業と一体的に運営している短期入所生活介護事業所と同様に適切に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 16生産性向上推進体制加算 | 当事業と一体的に運営している短期入所生活介護事業所と同様に適切に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 17連続30日を超える利用 | 当事業と一体的に運営している短期入所生活介護事業所と同様に適切に算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 18長期利用の適正化について | 利用者が居宅に戻ることなく自費利用を挟み連続30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護介護事業所を利用している者に対して、連続30日を超えた日から次に掲げる所定単位数を算定していますか。 | □ | □ | □ |
|  | ①要支援１　ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護１の 100分の 75 に相当する単位数②要支援２　ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護 1 の 100 分の 93 に相当する単位数 |  |  |  |
| 19サービス提供体制強化加算 | 当事業と一体的に運営している短期入所生活介護事業所と同様に適切に算定していますか。 | □ | □ | □ |